平成28年12月第4回八街市議会定例会会議録(第6号)

.....

- 1. 開議 平成28年12月19日 午前10時00分
- 1. 出席議員は次のとおり
 - 1番 山 田 雅 士
 - 2番 小 澤 孝 延
 - 3番角麻子
 - 4番 鈴 木 広 美
 - 5番 服 部 雅 恵
 - 6番 小 山 栄 治
 - 7番 木 村 利 晴
 - 8番 石 井 孝 昭
 - 9番 桜 田 秀 雄
 - 10番 林 修 三
 - 11番 山 口 孝 弘
 - 13番 川 上 雄 次
 - 14番 林 政 男
 - 15番 新 宅 雅 子
 - 16番 加 藤 弘
 - 17番 京 増 藤 江
 - 18番 丸 山 わき子
 - 19番 小 菅 耕 二
 - 20番 小 髙 良 則

.....

1. 欠席議員は次のとおり

12番 湯 淺 祐 德

.....

- 1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり ○市長部局
- 議案説明者

市					長	北	村	新	司
副	市				長	松	澤	英	雄
総	務		部		長	武	井	義	行
市	民		部		長	Щ	本	雅	章
経	済	環	境	部	長	江	澤	利	典
建	設		部		長	河	野	政	弘

会 計 管 理 者 勝又寿雄 財 政 課 長 會嶋禎人 国保年金課長 和田文夫 高齢者福祉課長 吉田正明 下 水 道 課 長 山本安夫 金崎正人 水 道 課 長 • 連 絡 員 秘書広報課長 鈴木正義 総 務 課 長 大 木 俊 行 社会福祉課長 佐 瀬 政 夫 農 政 課長 水村幸男 工 商 課長 市川明男 道路河川課長 横山富夫 ○教育委員会 • 議案説明者 教 育 長 加曽利 佳 信 教育委員会教育次長 村 山 のり子 ・連絡員 教育総務課長 廣 森 孝 江 ○監査委員 • 議案説明者 監查委員事務局長 吉田一郎 ○選挙管理委員会 • 議案説明者 大 木 俊 行 選挙管理委員会事務局長 ○農業委員会 • 議案説明者 農業委員会事務局長 川 﨑 義 之 1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり 事 務 局 藏村隆雄 長

主 幹 小川正一

副

 副
 主
 幹
 中
 嶋
 敏
 江

 主
 査
 須賀澤
 勲

 主
 査
 補
 嘉
 瀬
 順
 子

 主
 任
 主
 事
 醍
 醐
 文
 一

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第6号)

平成28年12月19日(月)午前10時開議

日程第1 発議案の上程

発議案第6号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

日程第2 議案第1号から議案第15号

委員長報告、質疑、討論、採決

日程第4 議員派遣の件

〇議長(小髙良則君)

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の過半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、各常任委員会の付託事件について、各常任委員長から審査報告書の提出がありま したので、配付しておきました。

次に、市長の専決事項ついて、1件が議長宛てに提出されましたので、その写し配付して おきました。

次に、本日の欠席の届け出が湯淺祐徳議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、発議案の上程を行います。

発議案第6号の提案理由の説明を求めます。

〇小山栄治君

発議案第6号について、説明いたします。

発議案第6号、通学路の交通安全の確保の促進に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成28年12月19日提出。

八街市議会議長、小髙良則様。

提出者、八街市議会議員、私、小山栄治。

賛成者、八街市議会議員、服部雅恵議員。同じく、京増藤江議員。同じく、川上雄次議員。同じく、林修三議員。同じく、小澤孝延議員。同じく、山田雅士議員。

それでは、意見書(案)の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

通学路の交通安全の確保の促進に関する意見書(案)。

近年、登下校の児童の列に自動車が突っ込み、死傷者が発生する痛ましい事故が全国で相次いでいます。

文部科学省では平成24年5月30日に各都道府県・指定都市教育委員会あてに「通学路の交通安全の確保の徹底について」依頼し、以降各地域の学校、警察、道路管理者等が連携・協働し、または各都道府県知事及び市町村、教育委員会や関係機関が協働して、通学路の安全確保が図られています。

本市においても関係機関と連携をはかり、危険箇所への交通安全施設の整備や交通安全教育を拡充し、人優先の交通安全対策を市民と行政が一体となり、参加・協働型の交通安全に努めています。

しかしながら、平成28年11月2日に国道409号八街市文違地先で登校中の小学生の列にトラックが突っ込み、小学生4人が重軽傷を負う事故が発生しました。

小中学校の通学路における登下校中の危険箇所は、保護者、地域、及び学校によって児童 生徒の登下校の見守りや交通安全指導に取り組まれていますが、限界があり全てを網羅する ことはできません。

通学路で児童生徒が登下校中に事故にあうことは絶対にあってはならず、悲惨な事故を繰り返さないために通学路における交通安全施設の整備を促進することが早急に求められています。

ついては、下記のとおり強く要望します。

記。

- 1、通学路の交通安全の確保。
- 2、施設設備にかかる財政措置の拡充。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月、八街市議会議長、小髙良則。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、国土交通大臣、千葉 県知事宛でございます。

以上で発議案第6号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

〇議長 (小髙良則君)

お諮りします。ただいま議題となっています発議案第6号は、会議規則第37条第3項の 規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。ご異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(小髙良則君)

ご異議なしと認めます。

これから質疑を行います。

発議案第6号に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(小髙良則君)

質疑なしと認めます。

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

発議案第6号についての討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(小髙良則君)

発議案第6号の討論を終了します。

これから採決を行います。

最初に、発議案第6号、通学路の交通安全の確保に促進に関する意見書の提出についてを

採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇議長 (小髙良則君)

起立全員です。発議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第1号から議案第10号を一括議題とします。

これから、常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行いますが、質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

常任委員長の報告を求めます。最初に、新宅雅子総務常任委員長。

〇新宅雅子君

おはようございます。総務常任委員会に付託されました案件7件につきまして、去る12 月9日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりでありますが、審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第1号と議案第2号は関連がありますので、一括議題として、討論、採決は分割して 行いました。

議案第1号は、八街市議会議員及び八街市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行により公費負担の金額が改正されたことに伴い、条例等の一部を改正するものであり、公職選挙法施行令に規定する公営単価については、国会議員の選挙等の執行基準に関する法律と人件費及び物価の変動等を考慮する共通の考え方によって、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うことを例としているところ、平成26年4月施行の5パーセントから8パーセントへの消費税増税を踏まえて、今回公費負担の限度額が3パーセント分引き上げられたことから、同法施行令を引用する部分について、所要の改正をするものです。

議案第2号は、八街市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正 する条例の制定についてです。

これは、議案第1号と同様に公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行により公費 負担の金額が改正されたことに伴い、平成26年4月施行の5パーセントから8パーセント への消費税増税を踏まえて、今回公費負担の限度額が3パーセント分引き上げられたことか ら、同法施行令を引用する部分について、所要の改正をするものです。

審査の過程において委員から、本条例は、法律的に義務付けられているのか伺うという質疑に対して、改正できるという規定です。千葉県であれば千葉県選挙管理委員会をはじめ千葉県内全自治体がこの額を使用していますという答弁がありました。

次に、実態より多い補助金や助成金はないと思います。ほとんどの場合は、かかる経費、

予想される経費に対して何パーセントなり、何分の1などにより補助をします。ポスターの作成費は、現状と条例との差額がかなりあるが、どのような状況か伺うという質疑に対して、根拠がありませんので、差額を調査していません。1枚当たり2千385円となりますが、あくまでも限度額として支払っているものです。選挙の説明会時に市の財政状況を説明して、できるだけ節減をお願いしていますという答弁がありました。

次に、市長選挙におけるビラは何枚か伺うという質疑に対して、公職選挙法に基づき、1 万6千枚になりますという答弁がありました。

議案第1号の採決の結果は、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第2号の採決の結果は、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第3号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、今年度の人事院勧告及び県人事院委員会勧告に鑑み、公民格差を縮め、職員の給与を適正水準に保つため、供与表の引き上げ及び期末・勤勉手当並びに扶養手当の見直しに伴い、所要の改正をするものです。

次に、勤勉手当0.1パーセントの引き上げ総額を伺うという質疑に対して、総額1千803万6千円になりますという答弁がありました。

次に、扶養手当では、配偶者は1万3千円から平成30年度には6千500円になりますが、影響する職員の人数を伺う。また、子に対する扶養手当は6千500円から平成30年度には1万円になりますが、影響人数を伺うという質疑に対して、影響する職員数は201名で、扶養人数は子が278名、配偶者が81名になりますという答弁がありました。

次に、任期付職員の給与表に該当する職員はいるのか伺うという質疑に対して、現在はいませんという答弁がありました。

次に、職員が昇給をする場合、基本的には4月になると思うが、特別昇給などの制度はないのか伺うという質疑に対して、基本的には4月になります。基本的に公務員の仕事は1人ではなく、課内、班内のチームワークで行う仕事がほとんどですので、個人だけを評価するのは難しい問題があります。現在実施している人事評価制度の内容を精査していきたいと考えていますという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第4号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、千葉県の最低賃金及び本市臨時職員等の最低賃金が引き上げられたことに伴い、市税等の収納補助員の報酬月額について改正する必要が生じたため、所要の改正をするものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第5号は、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、地方税法の改正に伴い、普通徴収に係る個人市民税及び法人市民税の賦課額の変更または決定及びこれらに係る延滞金の徴収に係る規定等が改正されたことにあわせ、所要の改正をするものです。

審査の過程において委員から、附則第6条では、特例措置を5年間にした理由は、国から 説明があったのか伺うという質疑に対して、国から5年間についての説明はありません。し かしながら、効果のある施策については、これまでも延長されるケースがありますので、今 後の税制改正の行方を見守りたいと考えていますという答弁がありました。

次に、一般用医薬品として認可されたスイッチOTC医薬品は何種類あるのか。また、市民にはどのように情報提供するか伺うという質疑に対して、医薬品の成分は82種類登録され、製品としては1千525品目あります。この中には、胃腸薬である「ガスター10」や「ロキソニン」などがあります。医薬品には「税の控除になる」という表示がパッケージにされ、領収書にも表示されることを確認しています。市民へのお知らせについては、ホームページ等を通じて広報していきたいと考えていますという答弁がありました。

次に、医師の判断によらないスイッチOTC医薬品の一般薬局での販売が増えることによって、この危険性やリスクについて、どのように考えているのか伺うという質疑に対して、薬の副作用については、薬は4種類に分類されており、要指導薬品と第1類薬品については、薬剤師から説明を受けて購入することになるので、安全性の確保が図られています。第2類、第3類については、副作用が弱いので、自分で購入できますが、不安がある場合には、遠慮なく薬剤師にいろいろ相談していただければと考えていますという答弁がありました。

次に、附則第19条の「日台民間租税取り決めの適用」とのことでは、本市に対象者がいるのかという質疑に対して、現在、市で把握している中にはいません。分離課税になりますので、申告されないとわからないことになりますという答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの5年間の特例措置で、一般用医薬品として認可された「スイッチOTC医薬品」の購入費用のうち、年間1万2千円を超える額について、最大8万8千円までを所得控除の対象とするもので、市民の自己判断による自主服薬を推進するものとなっています。

従来は、医師の処方によらなければ使用できなかった指定医薬品の中から、一般用医薬品として認可されたものを、市民の自己判断で購入し、服用を続けることは、必要な受診の遅れや副作用、症状悪化など健康被害の拡大につながることを消費者庁や日本医師会が指摘しています。

今回の条例改正案は、政府の規制改革会議が提起する「医療用医薬品のスイッチOTC化の推進」に基づいて行われた改正であり、医療保険適用の医薬品の利用を減らし、一般薬品への代替を進めることを目的にしています。

厚生労働省もこの制度創設の目的を「医療費の適正化につながる」と説明しており、医薬 品の保険外しや保険給付範囲の見直しの一体となっていることは、到底認めることはできま せん。

国保の基本的理念は「保険で安心して治療を受けられる」ことです。しかし、本条例改正 案は、医薬品の保険外しを税制面から後押しするものであり反対するものです。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第11号と議案第15号は関連がありますので一括議題とし、討論、採決は分割して 行いました。

議案第11号、平成28年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳入全款、歳出1款議会費(3項を除く)、2款総務費、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、第3表債務負担行為補正の内1追加(1)から(8)、第4表地方債補正についてです。

議案第15号、平成28年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入全款です。

審査の過程において委員から、歳入では社会保障、税番号制度システム整備補助金については厚生労働省のレイアウト変更によるものとのことですが、変更内容を伺うという質疑に対して、個人番号利用事務における個人情報等の提供を定める主務省令の一部改正があり、提供できる個人情報を追加するため、システムの一部改修を行うもので、追加される情報は障害者関係、児童福祉関係、国民健康保険関係、介護保険関係、健康保険事業に関することになりますという答弁がありました。

次に、情報提供ネットワークシステムを連携するテストをされていますが、どのような状況か伺うという質疑に対して、中間サーバーブリッジシステムのテストは無事に終了しました。今後は来年度1月に近隣市町村と具体的にテストデータを用いて、データ連携テストをすることになっていますという答弁がありました。

次に、住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金は、5基分とのことで少ないと考えますが、県はこのことについて、今後どのような方向にしようとしているのか伺うという質疑に対して、多少上限など、要綱を一部改正して実施すると聞いていますという答弁がありました。

次に、国民生活基礎調査委託金の内容と目的を伺うという質疑に対して、この調査は統計 法に基づき、国が実施する機関の統計調査になります。厚生労働省が全国的に地域を限定し て行っているもので、所得関係、社会保険料の控除関係、貯蓄関係などの調査になります。

目的は、保険、医療、福祉、年金の基礎的事項について、「世帯面から総合的に明らかに するための統計調査」となっていますという答弁がありました。 次に、歳出2款では、財政管理費の償還金利子及び割引料は北総中央用水の対象分のことだが、内容を伺うという質疑に対して、特別交付税の中に震災復興分があり、その中の北総中央用水分を平成24年度から平成28年度の現在分までを合計すると、約3億2千700万円になります。

農業水利事務所が各年に前年の分の清算をしなければならなかったところ、していなかったので、今回まとめて清算した結果、償還するのが5千725万3千円になりますという答弁がありました。

次に、歳出4款では、市上水道経営戦略策定の具体的な目的を伺うという質疑に対して、 市上水道経営戦略の策定は、近年の人口減少の到来や節水意識の向上等に伴う水需要の減少 などの水利事業を取り巻く環境が大きく変化しつつあり、東日本大震災等の大規模災害等を 教訓として施設の耐震化など、さまざまな問題への対応が求められています。

厚生労働省が50年後、100年後の将来にわたって安全な水を安定的に供給するための「新水道ビジョン」を公表するとともに、事業者に「新たな水道事業ビジョン」を作成することを求めていました。

本市においても平成27年度及び平成28年度の2カ年にかけて水道事業における中長期的なロードマップとして「安全」、「強じん」、「持続」の3つの観点に立脚した「八街市水道ビジョン」の策定を行うものですという答弁がありました。

第3表債務負担行為補正では、広報やちまたの印刷部数と新聞折り込み数を伺うという質疑に対して、平成28年度の印刷部数は、2万3千部で、平成29年度も同様に予定しています。新聞折り込みは、2万250部で、読売、朝日、毎日、産経、東京、千葉日報、日経の7紙に折り込みをしています。また、申し出により郵送したり、公共施設、コンビニ、スーパーなどにご協力をいただき、できるだけ多くの市民の手に届くようにしていますという答弁がありました。

議案第11号について反対討論が次のようにありました。

歳入では、国庫支出金で社会保障・税番号制度システム整備補助金103万8千円が計上 され、歳出では、155万9千円が計上されています。

日本共産党は、マイナンバー制度については、国民の税と社会保障の情報を国が掌握し、 徴税強化や社会保障給付の抑制の手段に使うことが導入の狙いであり、情報漏えいの危機な ど問題点を指摘し、導入に一貫して反対してきました。

マイナンバーは今年1月に本格運用が始まったものの、番号を記載したカードを希望者に発行するシステムの不具合が相次ぐなど、矛盾と混迷が続き、既に数千億円が投じられたシステムが本格運用を開始した途端に不調になったことは、構造的な欠陥すら疑われる問題です。

国は8月24日閣議決定した今年度の第2次補正予算案で、故障を起こしたカード発行システムの改修、補強とあわせてカードの利用促進などのために新たに150億円を計上しました。構造的な欠陥と指摘されているさなかに、その原因の十分な解明も検証もないまま、

追加の税金を投じるのはあまりに泥縄式と言わざるを得ません。これではシステムの不具合が起きるたびに、限りなく税金を投入する事態になりかねません。

カードの希望者の数も6月末までは約1千万人で政府が今年度に見込んだ普及数の半分に も届いていません。本市でも約7千件の発行で約1割弱との答弁がありました。

このことは多くの国民が、また市民がこの仕組みを必要としていないことを示しています。 カードを使わせるために、買い物ポイントとの連携、図書館の貸し出し、健康保険証などに まで限りなく利用対象を広げることを狙っていますが、安倍政権が検討会などで、この具体 化を図っていることは重大です。

プライバシー保護を置き去り、前のめりの普及促進はすべきではありません。

個人番号カードは、今のところ身分証明以外に使い道はありません。さまざまな情報が詰め込まれるカードを持ち歩くことが、紛失、盗難などのリスクを高めます。

そんな危ういカードを、暮らしが便利になることばかり強調し、大規模な普及に力を入れる国のやり方は、国民のプライバシーを保護する姿勢とかけ離れています。国民にとって不必要で危険な仕組みを続けることは問題です。

運用状況を徹底検証し、制度見直し、中止へ踏み出すことが必要です。

この立場から反対するものです。

議案第11号の採決の結果は、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第15号の採決の結果は、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上 げました。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、 委員長報告を終わります。

〇議長 (小髙良則君)

次に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(小髙良則君)

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、木村利晴経済建設常任委員長。

〇木村利晴君

経済建設常任委員会に付託されました案件6件につきまして、去る12月12日に委員会 を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりでありますが、審査内容について、要約して、審議順にご報告申し上げます。

議案第9号は、八街市八街都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する 条例の制定についてです。

これは、平成26年度に公共下水道(汚水)の事業認可計画を変更し、認可区域17.7

ヘクタールを加えたため、この区域を新たに八街第6負担区として、その単位負担金額を設定するため、所要の改正をするものです。

審査の過程において委員から、この条例が可決された後の流れを伺うという質疑に対して、 受益者負担金は、仮に200平米ですと、12万2千円を5年間20回に分けて、年4回ず つ納付をお願いする形になります。なお、本年より受益者負担金の一括納付報奨金が廃止さ れています。固定資産税等の税とは異なり、あくまでもこの負担金は、建設財源の一部にな りますので、5年間お支払いただきましたら、新たな賦課はありませんという答弁がありま した。

次に、八街バイパス関係とのすり合わせは進んでいるのかという質疑に対して、汚水管については、印旛土木事務所とのすり合わせは済んでおり、先行埋設してある箇所があります。雨水管については、大池排水区など北側の雨水整備が概ね80パーセント以上整備された後には、南側について本市の公共下水道で実施するべきものについて国・県と協議をすることになります。バイパスに関係する雨水整備については、今後道路河川課が印旛土木と協議していくものと思われますという答弁がありました。

次に、今後の汚水整備計画を伺うという質疑に対して、現在、本市の都市計画決定区域は、594〜クタールあり、現在540〜クタールの認可区域があるので、次期の認可は残り約50〜クタールの認可を得て整備していくことになります。また、汚水適正化構想という形で今後20年間で整備できる区域を594〜クタールと県へ報告してあります。現在、汚水整備は約438〜クタール終了しているので、今後20年間で残り約150〜クタールを整備していくことになりますという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第10号は、市道路線の認定についてです。

これは、寄附及び開発行為により帰属を受けた道路について、新たに八街字追分台地先の 市道二区65号線ほか、11路線を市道として認定するものです。

現地調査をし、審議しました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第11号と議案台15号は関連がありますので一括議題とし、討論、採決は分割して 行いました。

議案第11号、平成28年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費、第3表債務負担行為補正の内1追加(15)から(35)についてです。

議案第15号、平成28年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳出5款農林水産業費についてです。

審査の過程において委員から、歳出10款では、台風9号の影響とのことですが、地域からどのような要望が挙がっているのか伺うという質疑に対して、地元区からは、冠水箇所、

畑からの土砂の流入などの要望がかなり多く出ていますという答弁がありました。

次に、大谷流の工事箇所の道路状況と接岸している河川が弱くなっているが、予算は足りるのか伺うという質疑に対して、大谷流の工事は路面に亀裂が入ったところの改修になります。また、河川の方については、小排水路ですので、影響は出ないと考えていますという答弁がありました。

次に、城之内橋については、2、3年前に今回工事する先のUの字のところを工事しています。砂区からは、堰の部分の改修を要望していますが、今回の工事に含まれているのか伺うという質疑に対して、今回の工事は、橋のたもとのところになります。工事内容は、矢板を打ってその上にコンクリートを打って、嵩コンする形となります。砂の堰の部分は今回の工事に含まれていませんという答弁がありました。

次に、砂、上砂区の河川整備組合から毎年要望が提出されていると思いますが、今後の整備計画を伺うという質疑に対して、地域の皆様にはいろいろとご協力いただいていることを踏まえた中で、予算の確保に努力したいと考えていますという答弁がありました。

次に、第3表債務負担行為補正では、焼却施設用ボイラー等保守点検整備業務では、クリーンセンターの炉も傷んできていますが、炉の延命などについてどのように考えているのか伺うという質疑に対して、現在、補修工事については別に工事を発注しているところですが、平成30年度には竣工してから15年を迎え、焼却施設の老朽化も進んでくると考えていますので、その後については、現在とは違う計画的な補修業務が必要になると考えていますという答弁がありました。

次に、13万人の人口に対しての炉を建設しました。焼却炉は、現在55トンから60トンぐらいと思いますが、今後の推移はどのようになっていくのか伺うという質疑に対して、炉を建設したときの想定人口と、現在及びこれからの人口とはかなり変わってきています。人口推計によると平成37年度には、6万4千人ぐらいと算出されていますので、今よりごみの量は減ってきます。当然、これからも減量化を進め、ごみを減らす方向で進んでいますので、焼却量は減っていくものと考えていますという答弁がありました。

次に、ごみの有料化についての方針を伺うという質疑に対して、まずは市民の皆様のご協力をいただきながら、いかにごみを減らすかについてしっかり考え、また、さらなる分別も捉えながら、「燃やさない」、「埋めない行政」を実現したいと考えています。しかしながら、有料化については、さまざまな観点で検討するとともに、市民の皆様のご意見も十分に踏まえながら、検討していかなければならないと考えていますという答弁がありました。

次に、焼却炉施設、最終処分場の今後について、検討する機関を作るとのことでしたが、 どのような状況か伺うという質疑に対して、昨年まで1つの班で運営していたものを、クリ ーン推進課とし、クリーン推進班、クリーン計画班、クリーンセンター業務班と3つの班に して、将来的なことを主にクリーン計画班、減量化、有料化についてはクリーン推進班を主 として、検討を進めていくこととし、八街市としての方向性を決めるための体制を整備しま した。現在、全国的に最終処分場を新たに設けることはなかなか難しい課題となっています ので、できる限り、分別を徹底しながら、「埋めない行政」に取り組んでいきたいと考えています。さらに、周辺地域の方々とさまざまな話し合いをし、ご理解をいただきながら次の方向性をしっかりと平成30年をめどに考えていきたいと思いますという答弁がありました。

次に、原発に係る焼却灰の処理はどのような状況か伺うという質疑に対して、原発の被爆による焼却灰については、昨年11月に処理が全て終了し、保管していた建屋はあいている状況ですという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第11号の採決の結果は、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第15号の採決の結果は、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第13号は、平成28年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。

この補正予算は、既定の予算に歳入歳出それぞれ75万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億1千486万2千円とするものです。歳入につきましては、繰越金75万円を増額し、歳出につきましては、人事院勧告等に準拠した給与・手当の改正による一般職員人件費75万円を増額するものです。

また、平成29年度以降に支出が予定される事業について追加する債務負担行為は、業務 委託に関するもの2件でございます。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第14号は、平成28年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

この補正予算は、収益的収入につきましては、既定の予算に515万7千円を追加し、収益的収入の総額を10億9千181万2千円とし、収益的支出につきましては、既定の予算に441万6千円を追加し、収益的支出の総額を10億4千46万9千円とするものです。資本的支出につきましては、既定の予算から15万5千円を減額し、資本的支出の総額を4億596万6千円とするものです。

また、平成27年度以降に支出が予定される事業については、追加する債務負担行為は、 業務委託に関するもの2件、消耗品・備品等の購入に関するもの1件の合計3件です。

その他、一般会計から補助金として、経営戦略策定に要する経費500万円を追加するものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果についてご報告申し上げました。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

〇議長(小髙良則君)

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(小髙良則君)

質疑なしと認めます。

これで経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、小山栄治文教福祉常任委員長。

〇小山栄治君

文教福祉常任委員会に付託されました案件5件につきまして、去る12月13日に委員会 を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりでありますが、審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第6号は、八街市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、地域における医療や介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正に伴い、地域密着型サービス事業に係る人員・設備・運営等に関する基準省令が改正されたことにあわせ、所要の改正をするものです。

審査の過程において委員から、八街市の指定地域密着型サービスの事業所数を伺うという 質疑に対して、平成28年4月時点で、事務移譲された地域密着型通所介護事業所は17事 業所になり、6月に1事業所が指定を受けていますので、18事業所になります。また、従 来からの地域密着型サービス事業については、11事業所になりますので、合計29事業所 になりますという答弁がありました。

次に、居宅サービスから小規模型通所介護に移行することによって、何が変わるのか伺うという質疑に対して、主な変更点は、今まで都道府県にあった権限が市町村に移行されたことです。また、運営推進会議のメンバーについては、全て事業所が決定し、会議の開催の頻度については、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護については、概ね2カ月に1回になります。通所介護については、概ね6カ月に1回以上になりますという答弁がありました。

次に、移管された施設を監督するためには、人員が必要になるのではないか伺うという質疑に対して、事務の増加に伴う人員の要望については、人事担当者に要望しています。平成30年4月から新たに居宅介護支援事業所の事務移譲も予定されていますので、事業所を指定監督する3名から4名程度の専門の班を新設したいと考えていますという答弁がありました。

次に、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備えなければならないとなっていますが、各施設の必要な設備と避難訓練の状況を伺うという質疑に対して、各事業所において監査指導を行っていますので、条例に定める設備あるいは備品等が備えられているのか確認しています。また、避難訓練についても実施していることを確認していますという答弁がありました。

次に、本市に指定療養通所介護事業について実施している事業所はあるのか伺うという質 疑に対して、現在ありませんという答弁がありました。

次に、本市の介護計画の中で事業所の数は足りているのか伺うという質疑に対して、現在、

第6期の計画における事業所数は足りていると考えています。今後、第7期の事業計画の策 定に着手していますので、この中で事業所数については精査していきたいと考えていますと いう答弁がありました。

次に、事業所は介護情報の公開や第三者の評価を受けることになりますが、その結果により市が関わることはあるのか伺うという質疑に対して、結果を受けて、監査指導等のときには各事業所と内容について精査していますという答弁がありました。

次に、訪問看護事業者との連携を密にするとのことですが、本市に指定訪問看護事業者は あるのか伺うという質疑に対して、現在、市内にはありませんし、このような事業所の申請 も上がっていませんので、すぐに創設されることは難しいところです。市としては開設に向 けてできるだけ努力をしたいと考えていますという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第7号は、八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の 制定についてです。

これは、指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されることにあわせ、所要の改正をするものです。

審査の過程において委員から、評価の報告を受けるとのことですが、これは義務付けているのか伺うという質疑に対して、報告等については、必ず市に上げていただくことになりますという答弁がありました。

次に、現在、利用者からの苦情等は上がっているのか伺うという質疑に対して、現状では、 聞いていませんという答弁がありました。

次に、このような事業所に入所されている方は、自分で自分のことを言える状況にはありません。どの高齢者も平等にサービスを受けられなければならないので、透明性に向けて具体的にどのようなことが実施されているのか伺うという質疑に対して、運営推進会議において、直接利用者、またご家族の方から得られる意見の中で、何か問題があるようであれば、改善を図っていくのが中心になると考えていますという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第8号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、国民健康保険被保険者の税負担の公平性の維持及び中間所得層の負担軽減を図るため、医療保険分及び後期高齢者支援金分の課税限度額を引き上げること、また市民税で分離課税される特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることなど、所要の改正をするものです。

審査の過程において委員から、課税限度額引き上げの近年の状況を伺うという質疑に対して、本市の場合、納税者負担額を考慮し、国の法改正より1年先送りして改正していますが、今回を含めて3年連続になります。中間所得層の方に対して保険税率を改正する引き上げではなく、高所得の方にご負担いただくことになりますが、必要な保険税収入を確保したいと

考えていますという答弁がありました。

次に、今回の課税限度額引き上げに伴い影響を受ける世帯を伺うという質疑に対して、医療保険分では、現行では330世帯ですが、改正後は299世帯、後期高齢者支援金分では、現行では205世帯ですが、改正後は163世帯になりますという答弁がありました。

次に、子どもがいる世帯の負担は重くなりますが、負担率を単身世帯と比較するとどうなるのかという質疑に対して、所得割の税率は同じですが、世帯構成により均等割額が増えるため、負担が増えるものと考えますという答弁がありました。

次に、引き上げによる増収は幾らになるのか伺うという質疑に対して、国における法定限度額の引き上げの考え方をもとに国保加入世帯数から、非課税世帯が該当する7割軽減世帯を低所得者層と仮定し、限度額超過世帯を高所得層と仮定した場合、平成28年10月5日時点の所得情報等で推計すると、限度額引き上げに伴う調定額の増額分と同額の989万円程度になると考えていますという答弁がありました。

次に、国保が広域化された場合、納付金の不足分はさらなる増税か、また、法定外繰り入れになるのか、見通しを伺うという質疑に対して、不足の場合は一般会計から繰り入れるなど、対応方法はいろいろあると思いますが、まず、県で試算される納付金の額がどの程度になるか見守りたいと思いますという答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

この条例案のうち、国保条例の一部を改正する国保税引き上げについては到底容認できないため反対いたします。

収入が減るもとで、消費税引き上げ、物価高、医療、介護費用などの負担増によって、「年金から引かれたら残りが少ない」、「何を削るかいつも考えている」、「何でこんなに 国保税が高いんだ」など、市民の暮らしが大変な中、今年4月に国保税が引き上げられました。

来年4月から医療保険分と後期高齢者支援金分の課税限度額を各2万、合計4万円引き上げる理由は、被保険者の公平性の維持及び中間所得層の負担軽減のためと説明していますが、 負担は既に限界です。特に子どもがいる世帯の負担額は13パーセントと高いのが問題です。 国保税を引き上げても国保財政が改善しないことは、この間の引き上げによって明らかです。

これ以上の引き上げには断固反対します。

国保財政の悪化の原因は、国保への国庫負担が半減され、市が制度外繰り入れを廃止していることです。

国保が広域化されても八街市の国保財政の脆弱さの改善にはつながりません。広域化によって市は県に対して納付金を100パーセントおさめなければならず、不足すれば、保険税の引き上げか、制度外繰り入れを求められます。今やるべきことは、市民負担を増やすことではありません。国庫負担の増額と制度外繰り入れによって国保財政を改善させることです。以上の理由により反対します。

次に、賛成討論が次のようにありました。

本条例で求める、課税限度額の引き上げは、高齢化の進展等により医療費給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が伸びない状況において、保険税率を引き上げずに、必要な保険税収入を確保するためには、高所得者層により多く負担していただくことになりますが、国民健康保険被保険者の税負担の公平性の維持及び中間所得層の負担軽減を図るためには必要なものと考えます。

また、所得税法等の一部改正に伴い、市県民税で特例的に分離課税とされる特例適用利子 等及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる所得金額 に含めることは、日台民間租税取り決めに基づいた法改正にあわせ、適切な対応を図るため には必要なものと考えます。

国保担当者におかれましては、今後とも保険者としての責務を十分に認識しつつ、保険 税収入の確保に努め、より安定した国保事業の運営に取り組んでいただけるものと期待も含 め、本条例の制定に賛成するものです。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第11号、平成28年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項1目から3目、9款教育費第2表繰越明許費、第3表債務負担行為補正の内1追加(9)から(14)及び(36)から(43)についてです。

審査の過程において委員から、生活困窮者自立支援事業では、返還した場合、平成28年度の決算は幾らになるのか、また、支援を受けた人数を伺うという質疑に対して、平成27年度の事業確定による返還金になりますので、平成28年度の決算に影響はありません。支援を受けた人数は、平成27年度では相談件数248件になります。納税するにあたり大変な方については、納税課の職員が相談を受けた中で、生活保護の相談に見える方もいらっしゃいますという答弁がありました。

次に、重度心身障害者医療費助成を受けている人数と助成の内容を伺うという質疑に対して、今年度の8月現在では、全体の1千83人で、うち高校生は25人となります。市民所得割が非課税世帯の方は全額助成となり、課税世帯の方は1回あたり300円の負担となりますという答弁がありました。

次に、マザーズホームの人件費の減額は、育児休業職員分の減額とのことですが、育児休業職員にかわる臨時職員の対応はどうなっているのかという質疑に対して、臨時保育士等の 3名で育児休業職員分の勤務を交代で補っていますという答弁がありました。

次に、歳出4款では、未熟児療養医療事業では、未熟児の人数を伺うという質疑に対して、 平成26年度は11名で、入院月数は18カ月、平成27年度は10名で、入院月数は21 カ月、平成28年度の上期では7名の入院月数は20カ月になりますという答弁がありました。

次に、歳出9款では中央公民館整備の設備及び改修工事の具体的な内容を伺うという質疑

に対して、現在は、空調がエアコンになりましたので、ボイラー室の機械を撤去し、撤去後の補修を行い、倉庫として使用するものです。契約については、入札になりますという答弁がありました。

次に、中央公民館では、今後どのような修繕が必要になるのか伺うという質疑に対して、 エレベーターがかなり老朽化しているので、次の改修として検討していますという答弁があ りました。

次に、小学校施設維持管理は、八街市立北小学校とのことですが、内容を伺うという質疑に対して、放送設備の老朽化に伴いまして、改修工事をするもので、緊急を要するので随意契約です。また、ほかの学校も順次老朽化が進んでいますので、改修について検討していますという答弁がありました。

次に、八街中学校の非常階段の進捗状況を伺うという質疑に対して、現在は基礎工事を進めながら、鉄骨の階段の修繕と塗装等を実施していますという答弁がありました。

次に、第3表債務負担行為補正では、保育園保育士派遣業務は、何名予定しているのか、また、その根拠を伺うという質疑に対して、平成28年度は8名不足していましたが、平成29年度は育児休暇を取得している保育士が6名復帰し、2名は継続しますが、新たに3名が育児休暇を取得する予定になっていますので、5名派遣しようとするものですという答弁がありました。

次に、派遣でなく、正規に雇用することはできないのか伺うという質疑に対して、派遣職員についても保育士の資格はありますし、園長先生の指示のもと、保育を適切に行いますので、特に問題はないと考えていますか、不足する保育士についてなるべく正規職員に対応したいと意向を持っていますので、人員要望は引き続き行っていきたいと思いますという答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

債務負担行為補正中12項の保育園保育士派遣業務について反対します。

幼い子どもたちの人格形成に直接関わる保育士は、市が責任をもって行うべきです。全国 的に賃金などの待遇が悪いため、資格を持っていても、ほかの職業につく人や退職が多く、 保育士不足を解消できません。本市においても保育士の3分の1が非正規です。

今年3月の待機児童は24名にのぼり、12月現在の保育士の不足は8名となっています。 子育てしやすいまちづくりに保育士を確保するなど、保育所の充実は欠かせませんが、幼い 子どもたちの人格形成に直接関わる保育事業に対し、派遣による保育士を確保するのは、と んでもありません。どのような人が派遣されるのかわからない派遣事業に頼るのではなく、 正規保育士など待遇改善に取り組むことによって、保育士を確保するよう求め反対します。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第12号は、平成28年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

この補正予算は、既定の予算に歳入歳出それぞれ488万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億2千763万6千円とするものです。歳入につきましては、国庫支出金15

6万5千円、支払基金交付金175万3千円、県支出金78万2千円、繰入金78万2千円 を増額し、歳出につきましては、地域支援事業費626万2千円を増額し、基金積立金13 8万円を減額するものです。

また、平成29年度以降に支出が予想される事業については、追加する債務負担行為は、 業務委託に関するもの1件です。

審査の過程において委員から、介護予防・介護生活支援サービス事業の利用状況を伺うという質疑に対して、昨年度の1年間で従来の介護保険給付は2千803件でした。今年度の上期では、従来の介護予防給付は1千343件で、新しい通所型と訪問型を合わせ586件でした。そうしますと、今年度の利用件数が1千929件となりますので、前年比1年分と比較しますと、既に68.8パーセントの利用率になりますので、昨年度よりかなり増えている状況ですという答弁がありました。

次に、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務はどのような視点から計画するのか伺うという質疑に対して、来年度から第7期の策定に取りかかりますが、高齢者を取り巻く諸制度、あるいは社会環境の動向等の変化を踏まえて、本市における高齢者福祉、あるいは介護福祉に対するニーズ、需要の分析、推計などを行いながら、本市が目指すべき高齢者福祉、介護保険事業の方向性、実現方策について計画を反映したいと考えていますという答弁がありました。

次に、第6期の策定時にアンケートなどにより皆様の要望をつかみましたが、まだ達成していないことについて第7期策定時に取り組むことはできないのか伺うという質疑に対して、高齢者の皆様のニーズを把握する上では、今回もアンケート調査を実施する予定でいますので、ニーズを的確に捉えた中で、計画に着手したいと考えていますという答弁がありました。 採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果についてご報告申し 上げました。何とぞ当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたしまして、 委員長報告を終わります。

〇議長(小髙良則君)

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

〇櫻田秀雄君

それでは若干質問をさせてもらいます。

議案第11号の補正予算ですが、予算書21ページ、生活困難者自立支援事業、今回、当初予算の約1割、これを返還するという内容でございますけれども、先ほど、委員長の方から平成27年、相談件数が248件あったと、こういう報告がありました。相談事項については、例えば、その辺に関する支援、あるいは仕事につき経済的に自立するための支援、家計の立て直しを助言する支援、子どもの学習や進学について、子どもの保護者を支援する支援、こういう事業がありますけれども、内訳等についての質疑応答はあったのでしょうか。

〇小山栄治君

審査の過程においては、そういう内訳の質問は出ませんでした。

〇櫻田秀雄君

八街の場合は、いじめなどのために学校を中退して、その後引きこもりになってしまうと、 こういう事例が数多く見受けられます。そうした方々に対する支援というか、今回の議論の 中では、そういう内容が討議されていないのでしょうか。

〇小山栄治君

そういう問題もあったと思いますけれども、今回、要約して説明しましたので、先ほど報告したとおりでございます。

〇議長 (小髙良則君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(小髙良則君)

質疑なしと認めます。

これで文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で各常任委員長の報告、質疑を終了します。

議案第1号から議案第15号の討論通告受け付けのためしばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いいたします。

再開時刻は事務局よりご連絡いたします。

しばらく休憩します。

(休憩 午前11時11分)

(再開 午前11時29分)

〇議長(小髙良則君)

再開します。

これから討論を行います。

議案第5号に対し、丸山わき子議員から、議案第8号に対し、京増藤江議員、服部雅恵議員から、議案第11号に対し、京増藤江議員から、討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第5号に対する反対討論を許します。

〇丸山わき子君

それでは、私は議案第5号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定について反対する ものであります。

この条例改正案のうち、附則第6条「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費 控除の特例」について反対いたします。

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの5年間の特例措置で、一般用医薬品として認可された「スイッチOTC医薬品」の購入費用のうち、年間1万2千円を超える額について、最大8万8千円までを所得控除の対象とするもので、市民の自己判断による自

主服薬を推進するものとなっています。

従来は、医師の処方箋によらなければ使用できなかった指定医薬品の中から、一般用医薬品として認可されたものを、市民の自己判断で購入し、服用を続けることは、必要な受診の遅れや副作用、症状悪化など健康被害の拡大につながることを消費者庁や日本医師会が指摘しています。

今回の条例改正案は、政府の規制改革会議が提起する「医療用医薬品のスイッチOTC化の推進」に基づいて行われた改正であり、医療保険適用の医薬品の利用を減らし、一般薬品への代替を進めることを目的にしています。厚生労働省もこの制度創設の目的を「医療費の適正化につながる」と説明しており、医薬品の保険外しや保険給付範囲の見直しの一体となっていることは到底認めることはできません。

国保の基本理念は「保険で安心して治療を受けられる」ことです。しかし、本条例改正案は、医薬品の保険外しを税制面から後押しするものであり、スイッチOTC控除の創設に反対するものであります。

〇議長(小髙良則君)

次に、京増藤江議員の議案第8号、議案第11号に対する反対討論を許します。

〇京増藤江君

それでは、議案第8号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 反対討論をいたします。

この条例案のうち、国保条例の一部を改正する国保税引き上げについては、到底容認できないため、反対をいたします。

収入が減るもとで、消費税引き上げ、物価高、医療、介護費用などの負担増によって、「年金から引かれたら残りが少ない」「何を削るかいつも考えているんです」など、市民の暮らしが大変な中、今年4月に国保税が引き上げられました。来年4月から医療保険分と後期高齢者支援金分の課税限度額を各2万円、合計4万円今回引き上げる理由は、被保険者の公平性の維持及び中間所得層の負担軽減のためと説明していますが、3年連続12万円の引き上げ増となり、負担は既に限界です。特に、子どもがいる世帯の医療分は改正後79万8千100円となり、所得の13.6パーセントを占めます。子どもがいる世帯の負担率が高いのは問題です。

必要な保険税収を得るためには引き上げもやむを得ないというような賛成討論がありました。しかし、国保税を引き上げても国保財政が改善しないことは、この間の引き上げによっても明らかです。国保財政の悪化の原因は、国保への国庫負担が半減され、市が制度外繰り入れを廃止したことです。

9月16日に全国中小業者団体連絡会、全中連が行った省庁交渉の際、厚生労働省は、国保は被保険者全体の相互扶助で成り立つと述べるなど、国保は社会保障であるという認識を持っていないことが鮮明になりました。

全国知事会は、国が毎年1千780億円支援することを前提に2018年度から国保を都

道府県に移管することに同意しておりましたが、12月17日に塩崎厚生労働大臣は全国知事会など地方3団体との協議で、消費税率10パーセントへの引き上げ延期で財源が不足する中、子育て支援などに優先配分したいと述べ、市町村に対する国保への国の財政支援を2017年度は予定額の1千700億円から300億円減額する方針を伝えました。このままではさらなる市民負担を増やすことになってしまいます。

社会保障である国保に対し、市は国庫負担の十分な増額を求めること、また、制度外繰り 入れによって国保財政を改善させることを求め、反対をいたします。

次に、議案第11号、平成28年度八街市一般会計補正予算に対する反対討論をいたします。

歳入では国庫支出金で社会保障、税番号制度システム整備補助金103万8円、歳出では 社会保障・税番号システム整備155万9千円が計上されております。

日本共産党は、マイナンバー制度については、国民の税と社会保障の情報を国が掌握し、 徴税強化や社会保障給付の抑制の手段に使うことが導入の狙いであり、情報漏えいの危機な ど問題点を指摘し、導入に一貫して反対してきました。

マイナンバーは今年1月に本格運用が始まったものの、番号を記載したカードを希望者に発行するシステムの不具合が相次ぐなど、矛盾と混迷が続き、既に数千億円が投じられたシステムが本格運用を開始した途端に不調になったことは、構造的な欠陥すら疑われる問題です。

国は8月24日閣議決定した今年度の第2次補正予算案で、故障を起こしたカード発行システムの改修、補強とあわせてカードの利用促進などのために新たに150億円を計上しました。構造的な欠陥と指摘されているさなかに、その原因の十分な解明も検証もないまま、追加の税金を投じるのはあまりに泥縄式と言わざるを得ません。これではシステムの不具合が起きるたびに、限りなく税金を投入する事態になりかねません。

カードの希望者の数も6月末までに約1千万人で政府が今年度に見込んだ普及数の半分に も届いていません。八街市では約7千件、1割となっており、多くの国民、市民がこの仕組 みを必要としていないことを示しています。カードを使わせるために、買い物ポイントとの 連携、図書館の貸し出し、健康保険証などにまで際限なく利用対象を広げることを狙い、安 倍政権が検討会などで具体化を図っていることは重大です。プライバシー保護を置き去り、 前のめりの普及促進はすべきではありません。

個人番号カードは、今のところ身分証明以外に使い道がありません。さまざまな情報が詰め込まれるカードを持ち歩くことが、紛失、盗難などのリスクを高めます。

そんな危ういカードを、暮らしが便利になることばかり強調し、大規模な普及に力を入れる国のやり方は、国民のプライバシーを保護する姿勢とかけ離れています。国民にとって不必要で危険な仕組みを続けることは問題です。

また、八街市でもこの制度を続けることによって市の財政支出が増えてまいります。財政 支出とともに運用状況を徹底検証し、制度見直し、中止へ踏み出すことが必要です。 次に、債務負担行為補正中12項の保育園保育士に派遣業務について反対討論をいたします。

幼い子どもたちの人格形成に直接関わる保育士は、市が責任をもって行うべきです。全国的に責任の重さと釣り合わない底賃金などの待遇が悪いため、資格を持っていても、ほかの職業につく人や退職が多く、保育士不足を解消できません。政府は保育士一人当たりの月収を2017年度に約6千円引き上げるとしています。しかしほかの職種と比較すると、月収の格差が約10万円にものぼっている中、わずか6千円の引き上げでは焼け石に水といわざるを得ません。抜本的な引き上げが必要です。

本市においては保育士の3分の1が非正規です。今年3月の待機児童は24名にのぼり、前年の6倍です。12月現在保育士の不足は8名となっております。保育士不足を補うために、平成29年度は保育士業務を派遣で5名の保育士を確保しようとしています。子育てしやすいまちづくりに保育士を確保するなど、保育所の充実は欠かせません。だからこそ、幼い子どもたちの人格形成に直接関わる保育事業に対し、派遣による保育士を確保するなど、とんでもありません。どのような人が派遣されるのかわからない派遣事業に頼るのではなく、正規保育士など待遇改善に取り組むことによって、保育士を確保するよう求め反対をいたします。

〇議長 (小髙良則君)

次に、服部雅恵議員の議案第8号に対する賛成討論を許します。

〇服部雅恵君

私は、議案第8号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、 賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本条例で定める、課税限度額の引き上げは、高齢化の進展等により医療費給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が伸びない状況において、保険税率を引き上げずに、必要な保険税収入を確保するためには、高所得者層により多くご負担をいただくことになりますが、 国民健康保険被保険者の税負担の公平性の維持及び中間所得層の負担軽減を図るためには必要なものと考えます。

また、所得税法等の一部改正に伴い、市県民税で特例的に分離課税とされる特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる所得金額に含めることは、日台民間租税取り決めに基づいた法改正にあわせ、適切な対応を図るためには必要なものと考えます。

国保担当者におかれましては、今後とも保険者としての責務を十分に認識しつつ、保険税収入の確保に努め、より安定した国保事業の運営に取り組んでいただけるものと期待も含め、本条例の制定に賛成するものです。

以上です。

〇議長(小髙良則君)

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第1号、八街市議会議員及び八街市長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の 議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇議長(小髙良則君)

起立全員です。議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、八街市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を 改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇議長(小髙良則君)

起立全員です。議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、八街市一般職の職員の給与等に条例及び八街市一般職の任期付職員の 採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇議長(小髙良則君)

起立全員です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の 議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇議長(小髙良則君)

起立全員です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

〇議長(小髙良則君)

起立多数です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、八街市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の制定 についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の 議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇議長 (小髙良則君)

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の 議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇議長(小髙良則君)

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採 決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の 議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

〇議長(小髙良則君)

起立多数です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、八街市八街都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正 する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の 議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇議長(小髙良則君)

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、市道路線の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の 議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇議長(小髙良則君)

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成28年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の

議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

〇議長(小髙良則君)

起立多数です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成28年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の 議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇議長(小髙良則君)

起立全員です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成28年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の 議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇議長(小髙良則君)

起立全員です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成28年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。 この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の 議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇議長(小髙良則君)

起立全員です。議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成28年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の 議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇議長(小髙良則君)

起立全員です。議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議員派遣の件を議題とします。

印旛管内市議会正副議長連絡協議会定例会及び千葉県北総地区市議会正副議長会臨時会に 参加するため、配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(小髙良則君)

ご異議なしと認めます。配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成28年12月第4回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は終始熱心な審議を経て全ての案件を議了し、ただいま閉会となりました。執 行部は各議員から出されました意見を十分尊重し市政を執行されるよう強く要望しまして、 閉会の挨拶といたします。

議員の皆様に申し上げます。この後、12時より全員協議会を開催しますので、議員控室 にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時52分)

○本日の会議に付した事件

- 1. 発議案の上程
 - 発議案第6号
 - 提案理由の説明
 - 委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 2. 議案第1号から議案第13号 委員長報告、質疑、討論、採決
- 3. 議員派遣の件

.....

- 発議案第6号 通学路の交通安全の確保の促進に関する意見書の提出について
- 議案第1号 八街市議会議員及び八街市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の 一部を改正する条例の制定について
- 議案第2号 八街市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条 例の制定について
- 議案第3号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用 等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について
- 議案第5号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 八街市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 議案第8号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 八街市八街都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
- 議案第10号 市道路線の認定について
- 議案第11号 平成28年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第12号 平成28年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第13号 平成28年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第14号 平成28年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第15号 平成28年度八街市一般会計補正予算について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 小 髙 良 則

八街市議会議員 林 政 男

八街市議会議員 川 上 雄 次